

玉野市立日比小学校 いじめ防止基本方針

～いじめを「しない。」「させない。」「許さない。」人間力の向上をめざして～

2014年制定・2021年改定

◆ はじめに ◆

いじめをなくすために私たちにできること

それは「気持ちよいあいさつやあたたかい言葉を大切にすること」

それは「お互いに認め合い、人と人との絆（きずな）をふかめること」

それは「みんな仲よく、仲間と自分自身を大切にすること」

それは「見て見ぬふりをせず、悪いことは悪いと言えること」

それは「いじめを決して許さない強い意志をもつこと」

私たちは、いじめをなくし、みんなが笑顔でいられる学校を守っていきます。

これは、平成20年度に開催された「岡山県いじめ防止フォーラム」において採択された「岡山子どもいじめ防止宣言」です。

本市においても、いじめの未然防止については、大きな課題であり、学校や家庭、地域において、いじめを許さない意識や態度を育むため、一層の取組の充実が求められています。

未然防止の基本は、すべての児童が安全・安心に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で学習や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まると考えます。

本校においては、従来より人権感覚の育成や人権を尊重する環境作りの観点から、様々な取組を行い、いじめをしない、いじめを許さない学校・学級づくりに努めてきました。そして「いじめ防止対策推進法」、「国、県、市の基本方針」に基づき、いじめを防止するための取組についての基本的な方向を定めています。¹⁾

児童をいじめに向かわせない学校づくりを教職員が一丸となって組織的に取り組むことはもちろん、「地域の子どもたちをみんなで育てる」という共通理解のもと、学校におけるいじめに対する取組をお示しし、ご理解いただくとともに、保護者の皆様や地域の人々と連携しながら、総合的に推進することが重要であると考え、本基本方針を策定しました。

なお、本基本方針の策定にあたっては、小中連携の取組の一つともとらえ、情報連携を図っています。

1) 「学校は、(国の) いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌」(推進法第13条) して「学校基本方針」を策定するよう定められています。

◆ 本校が行ういじめの防止などに関する取り組み ◆

1 いじめの未然防止のための取り組みの推進について

本校では、令和2年度の学校教育目標を「自ら学び、自他を大切にする児童の育成」として掲げ、目指す子ども像を

- ①自分で考え行動する子ども
- ②仲良く助け合う子ども
- ③元気でがんばりぬく子ども

としていました（学校教育目標は年度によって変わる場合があります）。

それらを実現するために、全職員の共通理解と推進体制の確立を行い、教育活動全体を通して、すべての児童が安全・安心に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で学習や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指しています。

その中で、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底します。

まず、人権教育の観点から、あらゆる差別意識の解消を目指す教育を推進し、一人一人の人権意識を高め、日常生活の中の課題を自ら解決するたくましい実践力を育てます。

そして、様々な人々との豊かな関わりを通して、自尊感情²⁾・自己有用感³⁾を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を育成していきます。

また、道徳教育の推進や積極的な体験活動などの実施とともに、基礎学力の保障や規範意識⁴⁾の向上などの多角的な教育を進めていくことが大切だと考えており、いじめの未然防止のための様々な教育活動に取り組んでいきます。

さらに、全ての児童が元気に登校し、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要だと考えています。

以上のことを踏まえ、つぎのように取り組んでいきます。

①人権教育や道徳教育を充実し、豊かな心とたくましい実践力の育成に努めます

児童の実態を把握し、本校における人権教育や道徳教育の目標と年間計画を立て、学校の教育活動全体を通じて、児童の発達段階に応じた社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心と日常生活の中の課題を自ら解決するたくましい実践力を育てていきます。

また、「非行防止教室」などにおける指導の場を積極的に活用し、規範意識の向上を図っていきます。

②特別活動を推進し、人間力を育みます

望ましい集団生活などを通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員として、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自他のよさに気づき、それを生かす能力を養います。

そのため、自然体験活動や集団宿泊体験などの様々な体験活動を推進するとともに、異学年交流などの取り組みを充実させます。

③児童の主体的な活動を推進します

児童会活動・児童朝会・児童集会など児童が主体となった活動を活性化させ、いじめの未然防止や命の大切さを呼びかける活動に取り組みます。そしていじめを許さない気運が児童自身の中から醸成できるよう、子ども自身の主体的な活動を推進します。

また、異学年交流の場としてフレンド活動を推進し、児童の人間関係を深め、互いを思いやる気持ちや協調性・他者理解などが育つようにしていきます。

④情報モラル教育に取り組みます

スマートフォン・携帯電話やインターネットの問題については、一概に禁止するだけでなく、児童が自分で正しく判断・行動できるよう、児童の発達段階に応じて、情報モラル教育に取り組みます。そして、授業での学習端末の活用などの機会も捉え、日常的に指導を継続していきます。

また、PTA研修などを実施し、スマートフォン・携帯電話やインターネットの利用に関する理解を深めていきます。

⑤すべての児童がわかる授業づくりを目指し、自信を育む学校づくりを推進します

児童の学校生活の中で一番長い時間は学習活動に関わる時間であり、それは自尊感情・自己有用感を実感できる大きな場の一つです。そこで、「わかる授業」の創造や個別指導などの支援、児童自身の課題解決への意欲向上などに取り組むことは、できた喜びや児童の自信を育てることに繋がると考えます。授業改善に取り組み、児童の「学習に対するストレス」を軽減するとともに、自信を持って学習に臨める児童を育てることは、他の活動でも自信を持って行動できる児童を育てることに繋がります。

⑥教職員の資質向上を目指します

教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるとともに、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、心理や福祉の専門家などを活用し、教職員のカウンセリング能力などの向上や指導の在り方を見直すための校内研修を推進します。

⑦地域や家庭との連携を促進します

保護者や地域の方々が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、PTAや地域の関係団体との連携促進、学校運営協議会や地域学校協働本部事業⁶⁾、放課後子ども楽級など、日頃から学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

また、中学校区内での小小・小中連携を推進し、情報の共有を図ります。

-
- 2) 自分自身を好きだという気持ち、自分を大切に思える気持ちのこと。
 - 3) 自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということを、自分自身で認識すること。
 - 4) マナーや道徳を重視し遵守する気持ち。
 - 5) ひびまる（平成25年度に児童から募集したキャラクター）
 - 6) 地域の人がボランティアとして学校の教育活動や環境整備を支援する取組。

2 いじめの早期発見の取組の充実について

本校では、すべての教職員が児童との信頼関係の構築に努めるとともに、「いじめはどこにでも、どの子にも起こりうるもの」という危機意識をもって、一人一人の児童を見守り、あらゆる手立てを講じて、いじめの早期発見に努めます。

①教育相談体制の充実を図ります

教職員は、適切なカウンセリングマインド⁷⁾を持ち、児童が何でも相談できる人間関係づくりに努めます。

また、定期的な教育相談体制を充実させたり、いじめに関するアンケート調査を定期的に行うなど、児童の実態を把握するための取組を積極的に行います。

②校内の情報共有体制を整備します

校内での児童の小さな変化も見逃さない生徒指導上の情報共有体制の充実に努め、担任だけの判断にとどまらない情報共有と情報を整理しながら組織的・積極的な指導支援を行っていく校内の生徒指導体制の充実を図ります。

また、必要に応じて学校間での情報の共有を図ります。

③地域や家庭への情報提供などを依頼します

保護者や地域に対して、いじめに関する情報（疑いも含む）を察知した時点ですぐに学校へ連絡し、情報を提供していただけるよう機会を捉えて啓発活動を行います。

7) 人と関わろうとする人が持つべき態度、 考え、心構え

3 発生しいじめ・いじめに繋がる可能性のある事案への対応について

発生しい事案について、いじめもしくはいじめに繋がる事案と認知したら、被害を受けた児童への支援を最優先としながら、関係する保護者と連携し、加害児童への適切な指導を行うとともに、いじめやそれに関連した行動に向かわせた要因へ働きかける指導支援に取り組み、再発防止に努めます。

また、該当する児童だけでなく、学級・学年の問題として、いじめを許さない集団づくりに取り組んでいきます。

なお、発生しいじめ・いじめにつながる事案のすべてを教育委員会へ報告するとともに、重大な事案については警察に相談・通報するなどの毅然とした対応を行います。

—— 重大事態と思われるいじめの例 ——

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品などに重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・被害児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

①いじめ・いじめにつながる事案を認知した時点で

いじめを認知した場合は、迅速に校内いじめ対策委員会や生徒指導会議・連絡会を開き、教職員で情報を共有し、保護者と連携しながら組織的対応を行っていきます。

②事実の明確化に努めます

発生した事案の実態については、多くの児童が関係していたり、過去にさかのぼって調査したりしなければならない場合もあり、事実を明確にしていくことが難しいこともあります。関係者からの聞き取りやアンケート調査など、できる限りの手立てを用い、明確にしていき、保護者に伝えていきます。

重大事態などの事案では、市のいじめ問題対策連絡協議会⁸⁾などの介入調査が求められる場合もあるので、教育委員会との連携を密にしながら事実調査をしいきます。

③被害児童への支援を最優先に取り組みます

被害児童などの心に寄り添ったケアを最優先に取り組み、スクールカウンセラー⁹⁾などの専門家の支援も依頼しながら、安心して登校できる状況を構築します。また、発生した事実と長期的な再発防止に向けた取り組みをできるだけ明確に被害児童などの保護者に伝え、協力を仰ぎます。

④毅然とした姿勢で加害児童への指導支援を行います

いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした対応で指導し、重大事態を招くような事案の場合は警察との連携により厳しい指導を行うとともに、加害児童などをいじめに向かわせた要因を把握し、その根本的な要因解決に向けた取り組みを行います。

また、保護者に対しては、事実を明確に伝え、家庭での規範意識向上への働きかけや心に寄り添った厳しい指導を依頼します。

⑤いじめの構造を意識して集団への指導も行います

いじめには被害児童などと加害児童などという立場だけでなく、いじめが発生した所属集団での「傍観者」などの集団構造があります。あらゆる手立てを講じて、いじめを許さない集団の醸成に努めるとともに、被害児童を支えることができる風土を構築していきます。

⑥多様な外部人材の活用などを活用し問題解決に努めます

解決困難な重大事態などが発生した場合は、問題解決を図るため、いじめ対策委員会に、教育委員会、弁護士・警察などの多様な外部支援人材を必要に応じ、加わる体制を整えます。

8) いじめ防止対策推進法に定める地方自治体の組織

9) 学校で定期的に子どもたちの相談を受ける心理職専門家

4 いじめ問題に対応する校内組織の編成について

いじめの未然防止のための本校の取組や発生したいじめ・いじめに繋がる事案への組織的な対応を推進するため、「いじめ対策委員会」を組織して、いじめ対策の不断の活性化に努めます。この委員会は、校内の教職員だけでなく、必要に応じ外部の関係者にも加わっていただくとともに、教育委員会とも連携を持ちながら運営していきます。

委員会の構成員（○：常任 ●：必要に応じ加わる委員）

- 校長 ○教頭 ○教務主任 ○生徒指導主事 ○特別支援教育校コーディネーター
- 養護教諭
- 学級担任 ●スクールカウンセラー ●スクールソーシャルワーカー¹⁰⁾
- 教育委員会指導主事など事務局関係者
- 警察署少年補導員¹¹⁾ など警察関係者
- 主任児童委員¹²⁾ など保健福祉関係者
- 弁護士

委員会の役割

- ① いじめの未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認など
- ② 教職員の共通理解と意識啓発
- ③ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ④ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ⑤ 発見されたいじめ事案への対応

10) 子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する。社会福祉士や精神保健福祉士などが多い。

11) 岡山県警察本部または警察署に勤務し、少年相談、街頭補導等の非行防止活動、被害少年の保護及びカウンセリング等の業務に従事する人。

12) 民生児童委員の中で、子どもに関することを主に担当する委員。